

原 発 本 第 2 8 4 号

2 0 2 0 年 1 2 月 2 3 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付け

の平成 20・10・31 原第 10 号、平成 21 年 3 月 3 日付けの平成 21・02・20 原第 27 号、平成 21 年 9 月 15 日付けの平成 21・08・03 原第 5 号、平成 22 年 2 月 22 日付けの平成 22・01・20 原第 7 号、平成 22 年 6 月 22 日付けの平成 22・05・21 原第 6 号、平成 22 年 11 月 25 日付けの平成 22・03・26 原第 2 号、平成 23 年 5 月 6 日付けの平成 23・04・04 原第 39 号、平成 23 年 5 月 11 日付けの平成 23・04・21 原第 10 号、平成 23 年 6 月 16 日付けの平成 23・05・19 原第 22 号、平成 24 年 6 月 21 日付けの平成 24・05・23 原第 4 号、平成 24 年 9 月 6 日付けの 20120717 原第 30 号、平成 25 年 2 月 13 日付けの原管 P 収第 121212001 号、平成 25 年 6 月 17 日付けの原管 P 発第 1306171 号、平成 26 年 6 月 9 日付けの原規規発第 1406092 号、平成 27 年 6 月 10 日付けの原規規発第 1506108 号、平成 28 年 3 月 24 日付けの原規規発第 16032420 号、平成 28 年 10 月 26 日付けの原規規発第 1610268 号、平成 29 年 2 月 8 日付けの原規規発第 1702088 号、平成 29 年 4 月 19 日付けの原規規発第 1704197 号、平成 29 年 9 月 14 日付けの原規規発第 1709142 号、平成 30 年 6 月 26 日付け原規規発第 1806267 号、平成 30 年 12 月 17 日付け原規規発第 1812179 号、平成 31 年 2 月 13 日付け原規規発第 1902134 号及び令和元年 7 月 5 日付け原規規発第 1907055 号、令和元年 12 月 6 日付け原規規発第 1912061 号及び令和 2 年 3 月 18 日付け原規規発第 2003186 号、令和 2 年 9 月 17 日付け原規規発第 2009175 号、令和 2 年 11 月 4 日付け原規規発第 2011049 号及び令和 2 年 12 月 17 日付け原規規発第 2012171 号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1) (平成 20・04・21 原院第 1 号) を受け、関連する次の条文の追加・変更を行う。

- ・第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)
 - 第 3 条 (品質マネジメントシステム計画)
 - 第 98 条の 5 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 【新規追加】
- ・第 2 編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1 号炉及び 2 号炉に係る保安措置)
 - 第 3 条 (品質マネジメントシステム計画)
 - 第 30 条の 3 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 【新規追加】

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10 日以内に施行する。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 98 条の 5 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)及び管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</p> <p>2 安全管理第二課長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を放射性廃棄物でない廃棄物と判断する場合、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 第 104 条第 1 項(1)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(2) 第 104 条第 1 項(2)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は放射性廃棄物でない廃棄物とすることができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第 104 条第 1 項(1)の区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(4) 第 104 条第 1 項(2)の区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、放射性廃棄物でない廃棄物と判断することができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>3 各課長は、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p>	<p>・放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年12月25日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外一）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、第93条（新燃料の貯蔵）、第95条（燃料の取替等）及び第96条（使用済燃料の貯蔵）については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック（ブロック）については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外一）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、第93条（新燃料の貯蔵）、第95条（燃料の取替等）及び第96条（使用済燃料の貯蔵）については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、ブロック毎の工事が完了し、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック（ブロック）については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>・放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後																																																																																																																														
<p style="text-align: center;">第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置） 第3条（品質マネジメント計画）</p> <p style="text-align: center;">別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">規定文書</th> <th style="width: 50%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準</td> <td>第2条の2、第3条</td> </tr> <tr> <td>原子力安全文化醸成活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメント（説明）、品質マネジメント（基準）</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td>第3条、第6条</td> </tr> <tr> <td>安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準</td> <td>第3条、第6条、第7条</td> </tr> <tr> <td>品質保証委員会運営基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>教育訓練基準</td> <td>第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第63条、第64条</td> </tr> <tr> <td>運転基準</td> <td>第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条</td> </tr> <tr> <td>放射線管理基準</td> <td>第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第35条～第39条、第42条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第61条、第65条～第66条</td> </tr> <tr> <td>化学管理基準</td> <td>第3条、第31条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条</td> </tr> <tr> <td>保守基準</td> <td>第3条、第19条、第15条～第17条、第19条～第21条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第54条、第57条</td> </tr> <tr> <td>土木建築基準</td> <td>第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第29条の2、第37条、第43条、第46条～第48条</td> </tr> <tr> <td>燃料管理基準</td> <td>第3条、第13条～第20条の3、第57条、第63条～第66条</td> </tr> <tr> <td>燃料管理基準</td> <td>第3条、第16条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第65条～第66条</td> </tr> <tr> <td>技術基準</td> <td>第3条、第17条、第51条～第65条</td> </tr> <tr> <td>非常事態対応基準</td> <td>第3条、第66条</td> </tr> <tr> <td>異常時通報連絡処理基準</td> <td>第3条、第41条</td> </tr> <tr> <td>防護基準</td> <td>第3条、第40条、第41条</td> </tr> <tr> <td>設計・調達管理基準</td> <td>第3条、第50条の2</td> </tr> <tr> <td>原子力内部監査要則</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>試験・検査基準</td> <td>第3条、第50条の4、第50条の5</td> </tr> <tr> <td>不適合管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>改善措置活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>未然防止処置基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>根本原因分析実施基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>火災防護計画（基準）</td> <td>第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条</td> </tr> <tr> <td>施設管理基準</td> <td>第3条、第50条</td> </tr> <tr> <td>廃止措置主任者の保安監督に関する基準</td> <td>第3条、第8条、第9条</td> </tr> <tr> <td>返還廃棄物管理基準</td> <td>第3条、第30条の2</td> </tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条	原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条	品質マネジメント（説明）、品質マネジメント（基準）	第3条	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第6条	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条	品質保証委員会運営基準	第3条	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条	教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第63条、第64条	運転基準	第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条	放射線管理基準	第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第35条～第39条、第42条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第61条、第65条～第66条	化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条	保守基準	第3条、第19条、第15条～第17条、第19条～第21条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第54条、第57条	土木建築基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第29条の2、第37条、第43条、第46条～第48条	燃料管理基準	第3条、第13条～第20条の3、第57条、第63条～第66条	燃料管理基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第65条～第66条	技術基準	第3条、第17条、第51条～第65条	非常事態対応基準	第3条、第66条	異常時通報連絡処理基準	第3条、第41条	防護基準	第3条、第40条、第41条	設計・調達管理基準	第3条、第50条の2	原子力内部監査要則	第3条	試験・検査基準	第3条、第50条の4、第50条の5	不適合管理基準	第3条	改善措置活動管理基準	第3条	未然防止処置基準	第3条	根本原因分析実施基準	第3条	火災防護計画（基準）	第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条	施設管理基準	第3条、第50条	廃止措置主任者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条	返還廃棄物管理基準	第3条、第30条の2	<p style="text-align: center;">第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置） 第3条（品質マネジメント計画）</p> <p style="text-align: center;">別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">規定文書</th> <th style="width: 50%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準</td> <td>第2条の2、第3条</td> </tr> <tr> <td>原子力安全文化醸成活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメント（説明）、品質マネジメント（基準）</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td>第3条、第6条</td> </tr> <tr> <td>安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準</td> <td>第3条、第6条、第7条</td> </tr> <tr> <td>品質保証委員会運営基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>教育訓練基準</td> <td>第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第63条、第64条</td> </tr> <tr> <td>運転基準</td> <td>第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条</td> </tr> <tr> <td>放射線管理基準</td> <td>第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第35条～第39条、第42条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第61条、第65条～第66条</td> </tr> <tr> <td>化学管理基準</td> <td>第3条、第31条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条</td> </tr> <tr> <td>保守基準</td> <td>第3条、第19条、第15条～第17条、第19条～第21条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第54条、第57条</td> </tr> <tr> <td>土木建築基準</td> <td>第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第29条の2、第37条、第43条、第46条～第48条</td> </tr> <tr> <td>燃料管理基準</td> <td>第3条、第13条～第20条の3、第57条、第63条～第66条</td> </tr> <tr> <td>燃料管理基準</td> <td>第3条、第16条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第65条～第66条</td> </tr> <tr> <td>技術基準</td> <td>第3条、第17条、第51条～第65条</td> </tr> <tr> <td>非常事態対応基準</td> <td>第3条、第66条</td> </tr> <tr> <td>異常時通報連絡処理基準</td> <td>第3条、第41条</td> </tr> <tr> <td>防護基準</td> <td>第3条、第40条、第41条</td> </tr> <tr> <td>設計・調達管理基準</td> <td>第3条、第50条の2</td> </tr> <tr> <td>原子力内部監査要則</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>試験・検査基準</td> <td>第3条、第50条の4、第50条の5</td> </tr> <tr> <td>不適合管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>改善措置活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>未然防止処置基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>根本原因分析実施基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>火災防護計画（基準）</td> <td>第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条</td> </tr> <tr> <td>施設管理基準</td> <td>第3条、第50条</td> </tr> <tr> <td>廃止措置主任者の保安監督に関する基準</td> <td>第3条、第8条、第9条</td> </tr> <tr> <td>返還廃棄物管理基準</td> <td>第3条、第30条の2</td> </tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条	原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条	品質マネジメント（説明）、品質マネジメント（基準）	第3条	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第6条	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条	品質保証委員会運営基準	第3条	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条	教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第63条、第64条	運転基準	第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条	放射線管理基準	第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第35条～第39条、第42条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第61条、第65条～第66条	化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条	保守基準	第3条、第19条、第15条～第17条、第19条～第21条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第54条、第57条	土木建築基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第29条の2、第37条、第43条、第46条～第48条	燃料管理基準	第3条、第13条～第20条の3、第57条、第63条～第66条	燃料管理基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第65条～第66条	技術基準	第3条、第17条、第51条～第65条	非常事態対応基準	第3条、第66条	異常時通報連絡処理基準	第3条、第41条	防護基準	第3条、第40条、第41条	設計・調達管理基準	第3条、第50条の2	原子力内部監査要則	第3条	試験・検査基準	第3条、第50条の4、第50条の5	不適合管理基準	第3条	改善措置活動管理基準	第3条	未然防止処置基準	第3条	根本原因分析実施基準	第3条	火災防護計画（基準）	第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条	施設管理基準	第3条、第50条	廃止措置主任者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条	返還廃棄物管理基準	第3条、第30条の2	<p style="text-align: center;">・放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
規定文書	保安規定																																																																																																																														
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条																																																																																																																														
原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条																																																																																																																														
品質マネジメント（説明）、品質マネジメント（基準）	第3条																																																																																																																														
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第6条																																																																																																																														
安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																																														
品質保証委員会運営基準	第3条																																																																																																																														
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条																																																																																																																														
教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第63条、第64条																																																																																																																														
運転基準	第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条																																																																																																																														
放射線管理基準	第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第35条～第39条、第42条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第61条、第65条～第66条																																																																																																																														
化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条																																																																																																																														
保守基準	第3条、第19条、第15条～第17条、第19条～第21条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第54条、第57条																																																																																																																														
土木建築基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第29条の2、第37条、第43条、第46条～第48条																																																																																																																														
燃料管理基準	第3条、第13条～第20条の3、第57条、第63条～第66条																																																																																																																														
燃料管理基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第65条～第66条																																																																																																																														
技術基準	第3条、第17条、第51条～第65条																																																																																																																														
非常事態対応基準	第3条、第66条																																																																																																																														
異常時通報連絡処理基準	第3条、第41条																																																																																																																														
防護基準	第3条、第40条、第41条																																																																																																																														
設計・調達管理基準	第3条、第50条の2																																																																																																																														
原子力内部監査要則	第3条																																																																																																																														
試験・検査基準	第3条、第50条の4、第50条の5																																																																																																																														
不適合管理基準	第3条																																																																																																																														
改善措置活動管理基準	第3条																																																																																																																														
未然防止処置基準	第3条																																																																																																																														
根本原因分析実施基準	第3条																																																																																																																														
火災防護計画（基準）	第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条																																																																																																																														
施設管理基準	第3条、第50条																																																																																																																														
廃止措置主任者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条																																																																																																																														
返還廃棄物管理基準	第3条、第30条の2																																																																																																																														
規定文書	保安規定																																																																																																																														
保安活動に関する関係法令等遵守活動基準	第2条の2、第3条																																																																																																																														
原子力安全文化醸成活動管理基準	第3条																																																																																																																														
品質マネジメント（説明）、品質マネジメント（基準）	第3条																																																																																																																														
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第6条																																																																																																																														
安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																																														
品質保証委員会運営基準	第3条																																																																																																																														
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条																																																																																																																														
教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の4、第50条の5、第53条、第63条、第64条																																																																																																																														
運転基準	第3条、第11条～第18条、第21条～第24条、第29条の2～第30条、第31条～第32条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条																																																																																																																														
放射線管理基準	第3条、第13条、第16条、第18条～第20条、第29条～第30条、第31条～第33条、第35条～第39条、第42条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第61条、第65条～第66条																																																																																																																														
化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第57条、第63条～第66条																																																																																																																														
保守基準	第3条、第19条、第15条～第17条、第19条～第21条、第23条、第25条～第28条、第29条の2～第30条、第32条、第33条、第37条、第43条、第45条～第48条、第54条、第57条																																																																																																																														
土木建築基準	第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第29条の2、第37条、第43条、第46条～第48条																																																																																																																														
燃料管理基準	第3条、第13条～第20条の3、第57条、第63条～第66条																																																																																																																														
燃料管理基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条～第48条、第50条の3、第54条、第57条、第65条～第66条																																																																																																																														
技術基準	第3条、第17条、第51条～第65条																																																																																																																														
非常事態対応基準	第3条、第66条																																																																																																																														
異常時通報連絡処理基準	第3条、第41条																																																																																																																														
防護基準	第3条、第40条、第41条																																																																																																																														
設計・調達管理基準	第3条、第50条の2																																																																																																																														
原子力内部監査要則	第3条																																																																																																																														
試験・検査基準	第3条、第50条の4、第50条の5																																																																																																																														
不適合管理基準	第3条																																																																																																																														
改善措置活動管理基準	第3条																																																																																																																														
未然防止処置基準	第3条																																																																																																																														
根本原因分析実施基準	第3条																																																																																																																														
火災防護計画（基準）	第3条、第16条、第50条～第50条の3、第63条～第65条																																																																																																																														
施設管理基準	第3条、第50条																																																																																																																														
廃止措置主任者の保安監督に関する基準	第3条、第8条、第9条																																																																																																																														
返還廃棄物管理基準	第3条、第30条の2																																																																																																																														

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第 30 条の 3 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)及び管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</p> <p>2. 廃止措置安全課長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を放射性廃棄物でない廃棄物と判断する場合、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 第 36 条第 1 項(1)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(2) 第 36 条第 1 項(2)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は放射性廃棄物でない廃棄物とすることができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第 36 条第 1 項(1)の区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(4) 第 36 条第 1 項(2)の区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、放射性廃棄物でない廃棄物と判断することができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>3. 各課長は、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p>	<p>・放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、2020年11月5日から施行する。</p> <p>2 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>・放射線障害物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>